



下松市民のみなさまへ！！



防犯対策用品の購入を補助します！



下松市では、犯罪被害を未然に防ぐため、住宅に設置する防犯対策用品の購入を行った市民に対し、購入費及び設置費の一部を補助します！ ※予算額に達した場合、下記申請期間より早期に終了します。

申請期間：令和8年5月11日（月）～令和9年2月26日（金）



この通話は
録音・・・



補助対象者	申請時に下松市民であり、暴力団員等でないこと、 市税の滞納がないこと（1世帯につき1回限りの補助となります）
対象となる 防犯対策用品	令和8年5月1日（金）以降に購入した下記の物品（新品に限る） ① 屋外用防犯カメラ ② カメラ付きインターホン ③ センサーライト・アラーム ④ 迷惑電話対策機能付固定電話 ⑤ 防犯砂利、防犯フィルム ⑥ その他市長が適当と認めたもの
補助額	防犯対策用品の購入費及び設置費の 2分の1 上限15,000円（1,000円未満切り捨て）
問い合わせ	下松市生活安全課 TEL0833-45-1828 詳しくは裏面・下松市HPをご覧ください  



申請手続きの流れ

手続き内容		主体	内容・手続き
1	購入、設置	市民	販売店、通信販売等で5月1日以降に購入及び設置工事を実施し、完了させる。（購入は新品に限る）
2	交付申請 及び請求	市民	交付申請書、請求書を作成し、以下を添えて市に提出 ・振込先口座がわかるもの（申請者の口座に限る） ・申請者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード等） ・レシートまたは領収書、明細書の写し ほか
3	審査	市	住基情報・納税状況の確認、対象物品の再確認
4	交付決定	市	申請者に対して、交付決定通知書を送付
5	補助金振込	市	請求書記載の口座に補助金を振込（約1か月後）

よくある質問

Q&A



Q：効果的な防犯対策を教えてください。

A：以下の4原則を基本に、各家庭の事情にあった対策を複数組み合わせると効果的です。

1 人の目	視線を感じさせることや、記録されていることを意識させる。	防犯カメラ インターホン など
2 音	異常があった際や、人が歩くときに鳴動することで住人に知らせる。	センサーアラーム 防犯砂利 など
3 光	人の動きに反応する照明で、人が侵入した際に周囲を照らす。	センサーライト など
4 時間	侵入などの犯罪行為に時間をかけさせる。	防犯フィルム など

Q：中古品購入、レンタル、個人間取引、ホームセキュリティ契約等は対象となりますか？

A：対象となりません。また、クーポンやポイントによる値引き分は対象外となります。

Q：申請書・請求書はどこでもらえますか？

A：市ホームページよりダウンロードし印刷、または、市生活安全課で配付しております。

ご質問等は、市生活安全課にご連絡もしくは、市HPをご確認ください。

※この事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。